

令和 6 年第 6 回  
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 6 年 6 月 20 日  
曾於市農業委員會

## 第 6 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 6 年 6 月 20 日（木） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 〇〇〇〇〇 | 2 番  | 〇〇〇〇〇 | 3 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 4 番  | 〇〇〇〇〇 | 5 番  | 〇〇〇〇〇 | 6 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 7 番  | 〇〇〇〇〇 | 8 番  | 〇〇〇〇〇 | 9 番  | 〇〇〇〇〇 |
| 10 番 | 〇〇〇〇〇 | 11 番 | 〇〇〇〇〇 | 12 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 13 番 | 〇〇〇〇〇 | 14 番 | 〇〇〇〇〇 | 15 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 16 番 | 〇〇〇〇〇 | 17 番 | 〇〇〇〇〇 | 18 番 | 〇〇〇〇〇 |
| 19 番 | 〇〇〇〇〇 | 推進委員 | 〇〇〇〇〇 | 推進委員 | 〇〇〇〇〇 |
| 推進委員 | 〇〇〇〇〇 |      |       |      |       |

4 欠席委員

5 議事録署名委員 6 番 〇〇〇〇〇、7 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

|         |                 |       |                |       |
|---------|-----------------|-------|----------------|-------|
| 事 務 局   | 局長              | 〇〇〇〇〇 | 次長             | 〇〇〇〇〇 |
|         | 農地係長            | 〇〇〇〇〇 | 農地係            | 〇〇〇〇〇 |
| 大隅産業振興課 | 農政商工農業<br>委員会係長 | 〇〇〇〇〇 | 農政商工農業<br>委員会係 | 〇〇〇〇〇 |
| 財部産業振興課 | 農政商工農業<br>委員会係長 | 〇〇〇〇〇 | 農政商工農業<br>委員会係 | 〇〇〇〇〇 |
| 農 政 課   | 農政係             | 〇〇〇〇〇 |                |       |

7 閉会年月日 令和 6 年 6 月 20 日（木） 午前 10 時 15 分

# 令和6年第6回曾於市農業委員会総会日程

令和6年6月20日（木）

## 1 開 会

## 2 議事録署名委員の指名

## 3 付議事項

### (1) 議案

議案第52号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第53号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第54号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第55号 農地法第5条による許可申請について

議案第56号 非農地証明願について

議案第57号 農用地等のあっせんについて

議案第58号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第59号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第60号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（7月1日始期分）

議案第61号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（8月1日始期分）

議案第62号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（9月1日始期分）

### (2) 報告

報告第6号 合意解約等の報告

## 4 その他

令和6年第6回曾於市農業委員会総会

令和6年6月20日（木） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第6回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。6番○○○○○委員、7番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第52号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉1号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械はトラクターを購入予定です。調査結果の総合意見は、取得する農地にはワイン用のぶどうを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

営農計画書によりますと乗用モアとスピードスプレーヤーを使うようになっていますが、これは持っておられるんですか。

○事務局（○○○○○係長）

受人の方は、既に申請をされた農地の横で○○○○○さんのハウスを借りながら、就農に向けての勉強中ということなんですけど、そこを既にぶどうを植えられておりまして、そこではもう今年収穫ができるくらいのものでしたかったので、機械等については問題ないと思われます。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

自分で所有しているということでもいいですか。

○事務局（○○○○○係長）

すみません。機械の確認まではしていなかったんですけど、多分、所有はされていると思います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第52号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することとに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第53号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○事務局（○○○○○係長）

末吉64号、65号、財部69号について、受人が同一人ですので併せて報告いたします。末吉65号及び財部69号は、渡人の○○○○○の方が基盤法での所有権移転を一旦行っておりましたが、私達の勘違いもありまして、農地所有適格法人の届出がなされておりました。前回、末吉64号の○○○○○さんの案件も基盤法で所有権移転が上がってきたので、農地所有適格法人の届出も一緒に出してくださいとお願いをしたところなんですが、農地所有適格法人ではなく個人で農地所有をしたいということで今回、○○○○○さんの案件、○○○○○からも名義を個人に移すという内容での申請になっております。内容につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には杉苗の育苗をされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉66号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地には自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉67号について、6月6日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は姉弟です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅68号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、自家消費のための露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部70号について、6月15日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、そばを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

財部71号について、6月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は義理の親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○11番委員（○○○○○）

末吉66号とか67号に贈与というのがありますが、末吉66号に関しては、母親が息子さんに贈与したのかなと198㎡、定義として相続なのか、それとも農業をしていく上での3条申請なのか、所有権移転なのか、そこら付近があいまい過ぎているんじゃないかなと。規定がなくな

ったらもう全部が贈与になっちゃうのかなとちょっと思っていますね。規定がどうなっているのか知りたいのと、大隅68号に関しては、〇〇〇〇〇さんが3年から5年くらい前に購入した農地だと思うんですよ。ちゃんと作るからと言っとって結局、赤になっていますよね。それで今度売ると。この人が今度は買うんですけれども住宅街なんですよ。県営住宅の所の。だから3年経ったからというのでしてるのか、どうなのかを聞きたいと思います。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

末吉の198㎡に関してなんですけども、皆さん御存知のように下限面積要件の撤廃がありました。我々受付時に、その人が絶対作るのかというのをまず確認します。そこで確認をした上で現地調査を行って判断をするんですけど、今回に関しましては、申請人の自宅のすぐ横の残地だと思われるんですけど、その農地を既にきれいに管理されていたので許可意見で今回上げさせていただいております。生前贈与で、ただ名義を変えるという方も時々来られるんですけど、その3つの要件については必ず説明して、それができないのであれば相続でお願いしますということでお断りしているところです。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

大隅68号の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんの件につきましては、〇〇〇〇〇さんの南側の土地も義理の息子さんが畑を持っています、そこも併せて耕作されていたので、特に3年とかそういう話はなかったところです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

はい。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第53号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第54号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅23号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、炭床自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が雑種地、南が道路、北が山林です。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的な計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、所要面積1,757㎡に太陽光発電施設、駐車場、通路の計716.3㎡を設置するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は周囲を土側溝で囲み、浸透枡を設置するもので適当と思われます。被害防除については、周辺は東側の自己所有の農地のみであり、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、周辺を山林等に囲まれ鳥獣被害や水管理も難しく、代替地を検討しましたが適地がなく、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

大隅24号について、6月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、西鍋自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が山林です。目的実現の確実性は、太陽光発電施設を設置する具体的計



○議長（○○○○○会長）

議案第54号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第55号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○3番委員（○○○○○）

末吉27号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が雑種地、北が畑と宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、資材及び製品置場を整備する面積が全体で3,140㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下及び水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、自己所有地と一体的に利用ができるように造成し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地ですが不許可の例外の集落接続施設に該当し、資材及び製品置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉28号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、富田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が山林と宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に農業用倉庫は整備され、また、通帳の写しも添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫、ロール置場を整備する面積が全体で837㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地には砂利を敷設し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は追認案件で、第2種農地のその他の農地に該当し、既に農業用倉庫は整備しており、今後ロール置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉29号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、白毛自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が山林、南が道を挟んで宅地と畑、北が宅地と畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で60㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、擁壁を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、隣接する宅地への進入路として通路を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部30号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、蓑原自治会内の農地です。周囲の状況は、北側、東側、南側にかけてが宅地、西側が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的な計画があり、住宅ローンの融資内定通知書の写しが添付されており、資力が確認できることから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積421㎡に一般住宅1棟を建築する計画で周辺同種施設の状況からみても適当と思われます。排水等は合併浄化槽を設置し、雨水ともに西側の道路側溝に放流することから適当と思われます。被害防除は、造成等は行わず現状のまま利用し、土砂の流出防止のため周囲にはブロック擁壁を設置し、また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に



農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部18号について、6月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は十文字自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が山林、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、西側に農地、東側にも道路を挟んで農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には農地法の許可を得ないまま、農家住宅1棟、車庫、倉庫が4棟建築され、古いもので築後99年、最後に建てたもので35年以上が経過しています。調査結果の総合意見は、申請地には、昭和6年から64年頃にかけて農家住宅、車庫、倉庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、最後に建てた倉庫の建築後から35年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

財部19号について、6月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は今別府自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が山林です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、西側に農地がありますが、雨水等の流入はなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には昭和53年頃、養鶏業を営んでいた申請人によって、当時の土地所有者の許諾のもと倉庫2棟が建築されていましたが、その後、申請人は廃業しています。申請人の廃業後は、現在の土地所有者連名の申請人でもある同人によって隣接地にあった鶏舎は、キノコ類の栽培棟として倉庫2棟のうち1棟も同事業用の倉庫として、残地は通路として利用され、農地法の許可を得ないまま、現在に至っています。調査結果の総合意見は、申請地は、昭和53年頃から倉庫が設置され、現在まで農地としての利用はなされていない状況です。ついては、昭和53年の建築時から46年が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第56号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第57号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉90は、私と○○○○○推進委員。末吉91は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉92は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉93及び94は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉95は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉96から98までは、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅99及び100は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅101は、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部102は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部103及び104は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部105は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部106及び107は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉32、35は打切ります。

○9番委員（○○○○○）

末吉36、37、39、40は継続でお願いします。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉43は継続。末吉44は打切りでお願いします。

○15番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉46、47は継続でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉49は打切りです。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅50も打切りでお願いします。

○16番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅51は、ほぼ成立です。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅53は継続でお願いします。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

財部58も継続でお願いします。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

財部60、61は成立です。財部63は継続でお願いします。

○1番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉64、65も継続でお願いします。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉66、67も継続でお願いします。

○9番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉71は打切り。末吉72、73は継続でお願いします。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅74は成立。大隅75は継続でお願いします。

○11番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅76、77、78は継続でお願いします。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

財部79も継続でお願いします。

○17番委員 (〇〇〇〇〇)

財部80も継続でお願いします。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

財部81、82は貸しで成立です。

○1番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉83は継続でお願いします。

○9番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉84も継続でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉85は成立です。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉86は継続でお願いします。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅87も継続です。

○13番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅88も継続でお願いします。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

財部89も継続でお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第58号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件につい

ては、議事参与の制限に該当する新規3年未満の末吉12、再設定3年未満の末吉9、再設定3年以上6年未満の財部209及び財部210を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

○10番委員(〇〇〇〇〇)

末吉57と再設定の10年でもあるんですけど、深川の畑の所なんですけど、昨年までというか、ずっと〇〇〇〇〇さんが作ってるんですけど、収穫してないんですね。雑草畑になってて、畑の方に豚糞がもう4か月以上放置、山盛りでされている状態で、これ10年って設定になってるけど多々こういうことが、この10年以内にも何回かあるんですね。あと道路際の畑なんですけど全部、道路際の草とかは絶対刈ってくれないんですよ。交通にすごい不便で、去年、一昨年ぐらいも近隣の住民の方から側溝が全部埋まっているということで相談があって、去年、耕地課に頼んで側溝を持ち上げてもらったりとかしているんですけど、ちょっと去年も全く収穫してない状態で今年も1か月、2か月くらい前に収穫してない結構伸びた草をばらばらにして夜やってらっしゃたんですけど、その後も何も手をつけないで、今ギシギシ畑、ほうれん草畑みたいな感じで何も春の種も植えていない状態なんで、これで作るっていう状態になるのかなっていうのをずっと思っていたのでちょっと意見を言いました。以上です。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

これに関しては、推進委員が〇〇〇〇〇さんになっていますので現場を確認してもらって、事務局から農家への指導を再度するようにしましょうか。それでよろしいですか。

○10番委員(〇〇〇〇〇)

はい。

○議長(〇〇〇〇〇会長)

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第58号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する4件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規3年未満の末吉12及び再設定3年未満の末吉9を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満の末吉12及び再設定3年未満の末吉9は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定3年以上6年未満の財部209及び財部210を議題といたします。質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満の財部209及び財部210は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第59号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第59号農用地利用集積計画について、所有権移転は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、7月1日始期分を議題といたします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第60号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、7月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第61号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、8月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第61号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、8月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第62号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、9月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第62号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、9月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第6号合意解約等の報告については、議案書の52ページから54ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

6月及び7月の行事予定、本庁集約に対するアンケート結果等について

○事務局（〇〇〇〇〇次長）

リモート窓口の機器、連絡棚について

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

特別現地調査日程、農地パトロールについて

○議長（〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和6年第6回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 6 年 6 月 20 日（木） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員